

草刈等業務委託特記仕様書

1 適用範囲

- (1) この特記仕様書は、草刈等業務委託に適用するものとし、本特記仕様書に記載のない事項については、「岩手県県土整備部令和7年度以降共通仕様書」によるものとする。
- (2) これらに記載のない事項については、発注者の指示によるものとする。

2 施行箇所

- (1) 維持管理を行う範囲は別紙図面の範囲を行うものとする。詳細な範囲については監督員の指示による。
- (2) 作業着手前に、業務予定箇所を現地調査の上、箇所毎に実施数量等を把握するものとする。

3 業務委託期間（期間中2回実施）

契約日から令和7年11月30日までとする。

実施期間と実施内容は以下のとおりとする。

ただし、実施期間は目安であり、協議の上、実施すること。

- (1) 1回目 6月上旬～6月下旬
 - ・法面草刈工
 - (2) 2回目 10月中旬～11月上旬
 - ・法面草刈工
- ※植栽内除草工については、別途協議の上、実施すること。

4 業務内容

- (1) 植栽内除草工 ※手刈 (1,712.8 m²)
 - ・植栽地の草を、抜根又は手刈により除草し、運搬を行うものとする。
- (2) 法面草刈工（グラウンド以外 7,741.2 m² グラウンド 4,069.9 m² 計 11,811.1 m²)
 - ・肩掛式草刈機を用いて草刈りを行い、集草及び運搬を行うもの。

5 出来形

作業の出来形については、下記により写真を撮影し、監督員に提出するものとする。

	作業全景	撮影方法
施工前	・ 施工全景が分かる箇所を選定 ・ 必要と思われる箇所、回数毎に撮影を行う	黒板等に施工時期を明示して撮影する
施工中		黒板等に施工中の時期を明示して撮影する
施工後		黒板等に完了時期を明示して撮影する

6 その他

- ・収集した草の運搬場所は、敷地内の指定箇所とするもの。
- ・ゴミ等の処分は、適正に処分を行うものとする。
- ・関連する他工事、業務がある場合は、調整を行うものとする。
- ・その他疑義が生じたときは、監督員と協議を行う。